

大栃山地内借地原形復旧測量設計業務委託 特記仕様書

本業務委託は、「測量・設計・調査業務委託標準仕様書（新潟県土木部）」（以下、「標準仕様書」という。）のほか、魚沼市委託契約条項（令和 4 年魚沼市告示第 159 号。以下「委託契約条項」という。）及び本特記仕様書に従い実施するものとする。

1 業務目的

本業務は、旧大栃山運動広場借地を返還するにあたり原形復旧するために用地測量及び設計を実施するものである。

2 業務内容

委託番号：令 8 現単北委-15 号

業 務 名：大栃山地内借地原形復旧測量設計業務委託

履行期限：令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで

履行場所：魚沼市 大栃山 地内

測量場所：魚沼市 大栃山 地内（別添位置図のとおり）

概要

借地返還による原形復旧に係る測量設計業務

測量一般業務 一式

設計業務 一式

公園から田へ原形復旧

3 業務項目

3. 1 測量一般業務

- (1) 4 級基準点測量
- (2) 現地測量（1/500）
- (3) 作業計画（路線）
- (4) 現地踏査
- (5) 中心線測量
- (6) 仮 BM 設置測量
- (7) 縦断測量
- (8) 横断測量
- (9) 作業計画（作業計画）
- (10) 現地踏査（作業計画）
- (11) 公図等の転写
- (12) 地積測量図転写

- (13) 土地の登記記録調査
- (14) 公図等転写連続図作成
- (15) 復元測量
- (16) 境界確認
- (17) 土地境界確認書作成
- (18) 補助基準点の設置
- (19) 境界測量
- (20) 境界点間測量
- (21) 面積計算
- (22) 用地実測図原図作成
- (23) 用地平面図作成
- (24) 土地調書作成
- (25) 打合せ
- (26) 立会謝金（4 時間以内）

3. 2 設計業務

- (1) 簡易設計 道路改良 基本設計
- (2) 簡易設計 暗渠工 (A)
- (3) 簡易設計 集水桝工 (A)
- (3) 簡易設計 側溝工 (A)

4 一括再委託等の禁止（委託契約条項第 3 条）

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

5 管理技術者等（委託契約条項第 6 条の 2）

建設工事に係る測量、調査業務等において受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者又は主任技術者(以下「管理技術者等」という。)を定め、その氏名その他の必要な事項を発注者へ通知しなければならない。管理技術者等を変更したときも、同様とする。

6 打合せ等

業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、

業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

7 業務計画書

受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時含む)
- (10) 使用する主な機器
- (11) その他

8 資料の貸与及び返却

監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

受注者は、貸与を受けた図書及びその他関係資料を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。

9 関係官公庁への手続き等

受注者は、業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

10 地元関係者との交渉等

地元関係者への説明、交渉等は、監督員等が行うものとするが、監督員等から指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

1 1 土地の立ち入り等

受注者は、屋外で行う業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。また、第三者の土地への立入りに当たっては、身分証明書を常に携帯しなければならない。

1 2 成果物の提出

受注者は、業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

成果品の納品は下記のとおりとする。

- (1) 報告書 2 部 (A4 版)
- (2) 図面 2 部
- (3) 図面縮小版 2 部 (A4 版)
- (4) 電子データ 1 部 (図面は SFC 形式とする)

1 3 業務内容の変更 (委託契約条項第 9 条)

発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。

この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

1 4 成果物の使用等

成果物はすべて発注者の所有とし受注者は発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果物にそのことを明示するものとする。

受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

1 5 検査及び引渡し (委託契約条項第 13 条)

受注者は、委託業務を完了したときは、履行届を発注者に提出し、成果品について発注者の検査を受けなければならない。

1 6 契約不適合責任等（委託契約条項第 16 条）

発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

1 7 秘密の保持（委託契約条項第 19 条）

受注者は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

1 8 個人情報の保護（委託契約条項第 20 条）

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 9 安全等の確保

受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。

2 0 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2 1 新技術の活用について

受注者は、「新技術情報提供システム（NETIS）」、「Made in 新潟」等を利用することにより、活用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

2 2 契約外の事項（委託契約条項第 21 条）

この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める。